

## 花粉発生源対策プロジェクトの推進

(平成20年度予算概算要求)

### 対策のポイント

スギ花粉発生源対策を飛躍的に加速化させます。

このため、スギ花粉の少ない森林への転換等を重点的に促進します。また、少花粉スギ等の苗木の供給量を大幅に増大します。

- ・スギ花粉症の罹患率は総人口の10%を超えると推計されています。
- ・これまでに開発された少花粉スギ品種は121品種、無花粉スギ品種は1品種です。
- ・少花粉スギ苗木の供給量は、9万本(17年)でスギ苗木全体(約1,500万本)の僅か0.6%に過ぎません。
- ・全国のスギ人工林面積は約450万ha。最近のスギ造林面積は年に約6,000ha程度で、全国のスギ林の更新を図った場合には、現在の苗木の供給体制では700年以上が必要です。

### 政策目標

- 首都圏等へのスギ花粉の飛散に強く影響を与えると推定されるスギ林について、少花粉スギ林等への転換を進め、10年間でおおむね5割減少させます。
- 少花粉スギ等の苗木の供給量を10年後(平成29年)にはおおむね1,000万本に増大します。(これまでの目標は、平成28年に100万本)

### <内容>

#### 1. 無花粉スギ品種等の開発

- (1) 無花粉スギと精英樹の人工交配による新品種の開発と花粉症対策苗木の早期・大量生産技術の開発を進めます。

〔花粉症対策品種開発促進事業 30(0)百万円  
事業実施主体：民間団体〕

- (2) 無花粉スギに関する遺伝的特性を解明し、また、遺伝子組換えによる花粉発生制御技術の開発を進めます。

【(独)森林総合研究所運営費交付金 10,211(10,317)百万円の内数】

【遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発 100(0)百万円】

#### 2. 花粉症対策苗木の生産供給体制の整備

- (1) 花粉症対策苗木の増産に不可欠なミニチュア採種園等の整備を推進します。また、花粉症対策品種間の人工交配を行い、花粉症対策苗木の増産を進めます。

〔ミニチュア採種園等緊急整備事業(森林・林業・木材産業づくり交付金) 43(0)百万円  
補助率：定額(1/2)  
事業実施主体：都道府県〕

(2) 花粉症対策苗木の供給量の増大を図るため、新たな挿し木生産（マイクロカッティング）の導入に必要な条件整備を進めます。

〔 広域連携優良苗木確保対策のうちマイクロカッティング生産促進事業 30（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

(3) 無花粉スギ等を短期間で普及させるため、組織培養により増殖等を行い、都道府県に対し、無花粉スギ等の苗木を供給します。

〔 抵抗性品種等緊急対策事業 48（48）百万円の内数  
事業実施主体：民間団体 〕

### 3. 花粉発生抑制のための林種転換等の促進

(1) 首都圏等へのスギ花粉飛散量が多いと推定される発生源地域を対象に少花粉スギ林や広葉樹林等への転換を促進するとともに、少花粉スギ苗木の着実な増産を図ります。

〔 花粉症対策林整備資金造成事業 2,646（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 花粉症対策苗木の安定的な確保、少花粉スギ林等への林種転換を円滑に誘導するための協議会の開催、森林所有者への普及・啓発、実施箇所の調査等の活動を推進します。

〔 花粉症対策林整備推進事業 81（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

(3) 都市部を対象に、スギ花粉が多く飛散している発生源地域を推定する手法を用いて調査を実施し、花粉発生源対策の重点化を図ります。

【スギ花粉発生源調査事業 30（30）百万円】

【スギ花粉発生源マップ作成事業 15（0）百万円】

(4) 都市周辺のスギ人工林等において、広葉樹林や針広混交林へ誘導するための抜き伐り、雄花の多いスギ林分の間伐等を推進します。

〔 森林環境保全整備事業等（公共） 84,207（71,729）百万円の内数  
補助率：3／10等  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 〕

### 4. 国民参加による花粉発生源対策の推進

(1) 花粉発生源対策により伐採された木材の有効利用を図るため、単板製造施設、ラミナ製造施設等をリースにより導入する場合のリース料の一部を助成します。

〔 木材供給高度化設備リース促進事業 234百万円のうち150（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 都市住民等による花粉症対策に効果的な森林づくり活動を支援します。

〔 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 475（169）百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

## 花粉症対策品種開発促進事業（新規）

【平成20年度概算要求・要望額 30,000（0）千円】

### 事業のポイント

森林所有者等のニーズにも応えた新たな花粉症対策品種を開発するとともに、育苗期間の短縮による苗木の早期供給を行います。

- ・ これまで無花粉スギ品種等122の花粉症対策品種の開発を行いました。
- ・ 開発された品種は形質等は優れているが、地域的なバラツキがあります。
- ・ 森林所有者等の造林意欲の向上を図る観点から、森林所有者等の要望に応えた林業的価値の高い地元の花粉症対策品種の開発を進める必要があります。
- ・ 確実な花粉症対策品種を大量供給するには、挿し木等クローン技術による生産が不可欠です。

### 政策目標

花粉症対策品種の選択の幅を広げることにより、森林所有者等の花粉発生源対策に取り組む意欲を向上させます。

生産期間の短縮により、苗木供給の加速化を進めます。

### <内容>

1. 無花粉スギと精英樹の人工交配による新品種開発とその早期判定技術の開発
2. ボトムヒート処理と閉鎖型植物生産システムによる育苗技術の開発

### <補助率>

委託

### <事業実施主体>

民間団体

### <事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

## 遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発（新規）

【平成20年度概算要求・要望額 100,000（0）千円】

### 事業のポイント

新たな花粉症対策品種の開発を効率的に進めるため、遺伝子組換え技術を用いた花粉発生制御技術を確立します。

- ・ 少花粉スギ品種の開発に当たっては、これまで雄花着花性を調査し、形質の優れた樹木の中から花粉症対策品種の選抜を進めてき、121品種を開発しました。
- ・ 開発された品種は、成長及び形質等も優れているものの地域的に偏っていることから、森林所有者等の好む地域に馴染んだ品種の無花粉化など新たな手法による品種開発が必要となっています。

### 政策目標

遺伝子組換えによる花粉発生制御技術を確立し、地域に馴染んだ品種の無花粉化を進め、花粉発生源対策に貢献します。

### <内容>

1. 組換え樹木の開発に必要な遺伝子の単離と発現機構の解明を行う。
2. 遺伝子組換え技術を用いた花粉発生（形成）抑制技術を開発する。

### <補助率>

委託

### <事業実施主体>

民間団体

### <事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

**ミニチュア採種園等緊急整備事業（新規）  
（花粉発生源対策の推進）  
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞**

**【平成20年度概算要求・要望額 42,500（0）千円】**

**事業のポイント**

少花粉スギ等花粉症対策品種からなるミニチュア採種園等の造成・改良等を行い、花粉の少ない苗木を大量に供給する体制を整備し、少花粉スギ林への更新を促進します。

- ・ 平成18年度末までに、少花粉スギ121品種、無花粉スギ1品種、少花粉ヒノキ16品種の花粉症対策品種が開発されているが、花粉症対策品種の山行き苗木供給量は、約9万本(平成17年度)に留まっています。
- ・ 都道府県の採種(穂)園の造成・改良の遅れ等が、供給量不足の一因となっているおり、発源地域に重点的に花粉の少ない苗木を供給する体制を整備することが必要です。
- ・ スギ花粉は都道府県を越えて広範囲に飛散しており、発生源となる地域と花粉症患者が集中する大都市圏等被害地域が異なることから、国と都道府県との連携強化が必要です。

**政策目標**

短期間で種子の大量供給が可能となるミニチュア採種園の造成等を支援し、花粉症対策品種の種子を大量かつ安定的に供給します。

**＜内容＞**

**1 ミニチュア採種園、採種(穂)園の造成・改良**

花粉症対策品種を対象としたミニチュア採種園、採種(穂)園の造成・改良等に必要つぎ木苗の生産、圃場の整備等を支援します。

**2 人工交配による花粉症対策品種の苗木生産**

既存の採種園等において、花粉症対策品種間で人工交配を行い、確実かつ効率的に花粉症対策品種の苗木生産を行う。

**＜補助率＞**

定 額（1／2）

**＜事業実施主体＞**

都道府県

**＜事業実施期間＞**

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

## 広域連携優良苗木確保対策費（拡充）

【平成20年度概算要求・要望額 69,793（51,868）千円】

### 事業のポイント

多様な森林の整備の推進に向けて、広葉樹等の多様な優良種苗を安定的に確保・供給します。

スギ花粉発生源対策として、少花粉スギ苗木等の供給量の増大を図るため、マイクロカッティングによる挿し木生産の事業化を促進します。

- ・ 新たな森林・林業基本計画においては、多様な森林づくりのための広葉樹林化等を推進することとしており、森林整備の基礎的資材である苗木についても広葉樹等多様な優良種苗を安定的に確保します。
- ・ スギ花粉発生源対策として、これまでに開発された少花粉スギ品種等の供給量の増大を図ることが急務な課題となっています。

### 政策目標

マイクロカッティングによる花粉症対策苗木の供給量を10年後（H29）には約110万本に増大させます。

#### <内容>

##### 1. 広葉樹等の多様な苗木の生産体制の整備

優良な広葉樹等の苗木を確保するため、広葉樹等の親木（母樹林）から種子の採取、精選等を行うとともに種子等を広域間で活用します。

また、流通段階における産地・系統の表示の促進等を行います。

##### 2. 優良種苗の需給の安定

都道府県間での苗木や種子等の需給バランスを確保するための指導・調整などを行うとともに、苗木の生産計画のための苗畑調査などを実施します。

##### 3. 花粉症対策苗木の供給の加速化のためのモデル事業の実施

花粉症対策苗木の供給を大きく加速することを可能とする、新しい挿し木生産技術（挿し穂を採穂園に頼らず、苗木から直接採穂する）の普及を図るためのモデル事業を実施します。

##### 4. マイクロカッティングによる挿し木苗生産を促進

花粉症対策苗木の供給量の増大を図るため、新たな挿し木生産（マイクロカッティング）の導入を支援します。

#### <補助率>

定額

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <事業実施期間>

平成18年度～22年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

花粉症対策林整備資金造成事業（新規）  
～スギ花粉の少ない森林への再生～

【平成20年度概算要求・要望額 2,646,214（0）千円】

事業のポイント

首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、スギ人工林を伐採・利用し、当該跡地に少花粉スギや広葉樹の植栽を促進させるための資金を造成し、花粉症対策品種の安定供給体制の整備や林種転換への助成を行います。

- ・ スギ花粉症の全国実態調査（日本アレルギー協会等）では、スギ花粉症有病率が関東、東海、近畿ブロックで高くなっているほか、これらの都道府県から花粉対策の充実強化に対する要望が増大。
- ・ 一方、少花粉スギ苗木の供給は、年間9万本程度と少量。

政策目標

平成24年度までに少花粉スギ苗木を年間概ね100万本供給する体制を整えるとともに、5年間で首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、合計1.4万haのスギ人工林の林種転換を実施します。

<内容>

全国森林組合連合会に、都道府県の民間団体が行う以下の事業を助成するための花粉症対策林整備資金を造成します。

1. 花粉症対策苗木安定供給事業

- ・ 都道府県の民間団体に、花粉症対策苗木の生産を委託するために必要な事業費の助成を行います。
- ・ 民間団体は、苗木生産団体及び需要者間の需給調整を行いつつ、需要者へ対価（普通スギ苗木の取引価格と同額）で配布を行います。なお、2の事業により植栽が必要になった箇所に優先的に配布を行うものとします。

2. 林種転換協力金事業

都道府県が定める花粉発生源対策プランにおいて、特に今後対策を必要とする「花粉対策重点区域」を対象として行う事業

ア スギ花粉発生量の軽減を図ることを目的に、以下の場合において、一定の林種転換協力金（①：200千円/ha、②：100千円/ha）を助成

① 森林所有者が標準伐期齢以上のスギ人工林概ね1haを皆伐し、その跡地に少花粉スギ品種、広葉樹等を植栽し、スギ花粉発生量の少ない森林への更新を図った場合

② VI齢級以上のスギ人工林を針広混交林等へ誘導するための伐採を行った場合

イ 森林所有者が標準伐期齢以上のスギ人工林概ね1haの区域の立木を買い取った場合における立木代の助成

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国森林組合連合会

<事業実施期間>

平成20年度（助成期間：平成20年度～平成22年度）

[担当課：林野庁計画課、研究・保全課]

花粉症対策林整備推進事業（新規）  
～スギ花粉の少ない森林への再生～

【平成20年度概算要求・要望額 81,000（0）千円】

事業のポイント

花粉症対策苗木を安定的に確保・供給するとともに、首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、スギ人工林を少花粉スギ林や広葉樹林へ円滑に転換するための事業を実施します。

- ・ スギ花粉症の全国実態調査（日本アレルギー協会等）では、スギ花粉症有病率が関東、東海、近畿ブロックで高くなっているほか、これらの都道府県から花粉対策の充実強化に対する要望が増大。
- ・ 一方、少花粉スギ苗木の供給は、年間9万本程度と少量。

政策目標

平成24年度までに少花粉スギ苗木を年間概ね100万本供給する体制を整えるとともに、5年間で首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、合計1.4万haのスギ人工林の林種転換を実施します。

<内容>

1. 中央団体推進事業

中央団体が行う都道府県段階の団体への指導、連絡・調整等の必要な支援を行います。

2. 地域活動推進事業

都道府県段階の団体が行う花粉症対策苗木の安定確保及び林種転換の促進を円滑に進めるために行う実施箇所の探索、森林所有者への働きかけ、審査・調査等の支援を行います。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国森林組合連合会

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課、研究・保全課]



## スギ花粉発生源マップ作成事業（新規）

【平成20年度概算要求・要望額 15,000（0）千円】

### 事業のポイント

花粉発生源対策に重点的に取り組むべき地域を明らかにし、効果的な花粉発生源対策を推進する観点から、人口の集中する都市部への花粉飛散に影響している地域を推定する調査を実施します。

- ・ 国民からの花粉発生源対策へのニーズが高まっている中、少花粉スギ林や広葉樹林等への転換などの花粉発生源対策を効果的に実施していくためには、都市部へのスギ花粉飛散に影響している地域を推定し、対策の重点化を図っていくことが重要。
- ・ 平成18年度から4大都市圏（首都圏、中京、京阪神、北九州・福岡）へのスギ花粉飛散に影響している地域を推定する調査を実施。

### 政策目標

平成23年度までに、全国3箇所の人口の集中する都市部へのスギ花粉飛散に影響している発源地域を推定し、効果的な花粉発生源対策につなげていきます。

### <内容>

県庁所在地等の人口の集中する都市部（3箇所）へのスギ花粉飛散に影響している発源地域を推定する。

#### （1）スギ雄花の着花状況調査

スギ花粉発源地域の推定作業に必要なスギ林の雄花着花状況調査を実施する。

#### （2）都市部への花粉飛散に影響している地域の推定

スギ林面積やスギ雄花着花量、気象データ等をもとに、人口の集中する都市部への花粉飛散シミュレーションを行い、飛散の影響度合いを推定し、スギ花粉発生源マップを作成する。

### <補助率>

委託

### <事業実施主体>

民間団体

### <事業実施期間>

平成20年度～23年度（4年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

## 木材産業の構造改革を推進する事業（拡充）

【平成20年度概算要求・要望額 334,291（165,045）千円】

### 事業のポイント

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に対して利子助成やリース料への助成を実施するための資金を造成します。

#### （木材産業をめぐる状況）

- ・ 平成17年の木材の自給率が7年ぶりに2割台に回復
- ・ 平成18年の全製材工場数8,482のうち、出力75kw以下の小規模な製材工場数が5,787で約7割
- ・ 平成18年に建築基準法の改正などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり

### 政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大  
1,700万m<sup>3</sup>（16年）→ 2,300万m<sup>3</sup>（27年）

#### <内容>

##### 1. 木材産業の体質強化のための利子助成に必要な資金の造成

経営の多角化等を図る設備導入等に必要な資金の借入について利子助成を行うために必要な資金を造成します。特に、木質バイオマスの利用や品質・性能の確かな製品の安定供給に資する木くず焚ボイラー等を導入する場合、助成割合を引き上げます。 【補助率1/2、2/3】

##### 2. 木材供給高度化設備のリース導入に対する助成

- ① 製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。特に、花粉発生源対策と連携して、伐採された木材を有効利用するため、単板製造施設、ラミナ製造施設等を導入する場合、そのリース料への助成割合を引き上げます。 【定額】
- ② （財）日本木材総合情報センターが行うリース料助成の経過措置事業に対し、必要な経費を助成します。 【定額】

#### <事業実施主体>

- 1及び2-① 全国木材協同組合連合会
- 2-② （財）日本木材総合情報センター

#### <事業実施期間>

- 1 平成19年度～23年度（5年間）
- 2-① 平成20年度～24年度（5年間）
- 2-② 平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]